

全体集会を開催



全体集会は百名を超える出席者で満席となった

日本ELVリサイクル機構は平成18年度事業計画概要をとりまとめた。

酒井代表理事は「自動車リサイクル法の本格施行後、17年4月から18年3月までの年度ベースで305万台の使用済自動車リサイクル率に乘せた。当初の推計台数400万台と比較すると約25%少ない結果で、自動車リサイクル法がしっかり定着していない傍証でもある。自動車リサイクル法の制約を受ける解

て説明を行った。

具体的には、昨年から

の継続テーマである、一時抹消後の追跡調査の早期実現を要求していく。

そのためのプロジェクト

チーム、ELV流通研究会を発足させ、一時抹消後の調査を、いかに効率的に行なうかであります。

日本ELVリサイクル

機構は、任意団体時代も含める6年間の活動を続けてきましたが、

ブロック会議 計画的に開催

日本ELVリサイクル

機構は平成18年度事業計画概要をとりまとめた。

酒井代表理事は「自動

車リサイクル法の本格施

たたけるよう、すべての事業者が公平な競争を行えるよう働きかけていく」と語り、事業計画について説明を行った。

具体的には、昨年から

の継続テーマである、一時抹消後の追跡調査の早

く、業界の競争力をいかに高めていかかという二点が重要であると思います。皆様方からも一度意見書を戴き、国土交通省とも議論、検討をしていました。自動車リサイクル法は全国一律のルールと言なが、全国でいろいろな状況が違う部分があり、皆様方の意見をまとめて、非常に重要なものであり、今後とも意見交換を

してお祝い申し上げま

す。来たる7月14日には産業構造審議会、中央環境審議会の合同会合で自動車リサイクル法の一年間の総括をする予定であり、審議会の委員をお願いしてい

30階富良野で催された懇親会の模様



懇親会も盛大に開催

日本ELVリサイクル

機構は平成18年度事業計画概要をとりまとめた。

酒井代表理事は「自動

車リサイクル法の本格施

たたけるよう、すべての事業者が公平な競争を行えるよう働きかけていく」と語り、事業計画について説明を行った。

具体的には、昨年から

の継続テーマである、一時抹消後の追跡調査の早

く、業界の競争力をいかに高めていかかとい

う状況では死活問題。関連業界がしっかりと法を守ってい

たたけるよう、すべての事業者が公平な競争を行えるよう働きかけていく」と語り、事業計画について説明を行った

ネット販売

世はパソコン時代。パソコンは企業や家庭に目覚しい勢いで普及している。今やパソコンは多くのビジネスマンにとって、業務の遂行・情報収集などを仕事にスムーズに行う上で、必要不可欠な機器だ。街中でノートパソコンを開く人達を良く見かける。また、個人がホームページを作り情報を発信する。

エアバッグ売りります?

する昨今でもある。自動車解体業者も同様で、使用済自動車の移動報告に加え、中古パーツの販売、入手などにパソコン等にとって、業務の遂行・情報収集などを仕事をスムーズに行う上で、必要不可欠な機器だ。街中でノートパソコンを開く人達を良く見かける。また、個人がホームページを作り情報を発信する。

反射鏡

現状だ。解体業者の多くは中古パーツのインター

ネット販売グループに参

加し、中古パーツの幅広

の運用

の実績

道路運送車両法 第16条 登録自動車の所有者は、前二条に規定する場合を除くほか、その自動車を運行の用に供することをやめたときは、一時抹消登録の申請をすることができる。

2項(略)

3 一時抹消登録を受けた自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があった日(当該事由が使用済自動車の解体である場合にあっては、解体報告記録がなされたことを知った日)から十五日以内に国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 当該自動車が紛失し、解体し(整備又は改造のために解体する場合を除く。)、又は自動車の用途を廃止したとき。

二 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなったとき。

4項(略)

5 一時抹消登録を受けた自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)の所有者は、その自動車を輸出しようとするときは、当該輸出の予定日から国土交通省令で定める期間(以下「預託期間」といふ)は、国土交通大臣に当該自動車に係る一時抹消登録証明書を返納しなければならない。

6~8項(略)

自動車リサイクル法 第9条 引取業者は、使用済自動車の引取りを求められたときは、当該使用済自動車について第七十三条第六項に規定する再資源化預託金等(以下この条において単に「再資源化預託金等」という。)が第九十二条第一項に規定する資金管理法人(以下この章、第四章及び第五章において単に「資金管理法人」という。)に対し預託されているかどうかを確認し、次の各号のいずれかに掲げる場合を除き、その引取りを求めた者から当該使用済自動車を引き取らなければならない。

一 当該使用済自動車について再資源化預託金等が資金管理法人に対し預託されていない場合

二 主務省令で定める正当な理由がある場合

てから、1年以上経過しているものもあり、私有地内利用などの例外を除けば、この期間、中古車として使用、販売できずに保管されたままあるということは、その費用対効果を考慮すると、そもそも当該車両自体が流通性を有しない「使用済自動車」である可能性は相当高いものといえる。

この大手ディーラーの入札会では、出品総数552台のうち、リサイクル料金が預託されていない車両が368台(66.7%)にのぼった。預託されて引取報告のあった車両は74台(13.4%)、預託されて引取報告がなされていない車両は89台(16.1%)であった。入札会が実施されたのは、2005年の6月7月、10月であり、預託状況の検索については2006年の2月、3月に実施した。

8か月以上経過しても預託がなされておらず、なおかつ、引取報告もなされていない車両368台のうち、

71台は一時抹消登録がなされている。さらには、それらの一時抹消登録がなされた車両のうち、42台が入札会を主催した大手ディーラーが最終名義人となっている。こうした車両をあたかも中古車として流通させていることによって、引取業者としての責務は、引取業者としての責務を十分に果たしていないことの証左ともなつ。

本調査結果は、平成17年7月15日に開催された産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル委員会第9回合同会議において、委員会第9回合同会議における「車を買い換える際、使用済自動車を引き渡した相手先はメーカー系のディーラーさんであり、このよう

に使用済自動車を無理やり中古車としている事例が多数ある」との発言を裏付けるものであるといえる。

この点を明らかにするために疑問である。ささらに、これら一時抹消登録による調査を実行する必要はできない問題といえよ。

この点を明らかにするために疑問である。ささらに、これら一時抹消登録による調査を実行する必要はできない問題といえよ。

この事例は、二つの事実についての説明を適正に実施しているかについては、大

きに問題である。ささらに、これら一時抹消登録による調査を実行する必要はできない問題といえよ。

この事例は、二つの事実についての説明を適正に実施しているかについては、大

きに問題である。ささらに

自動車リサイクル促進センターは7月11日、自動車リサイクル法に基づく自動車リサイクルシステムの今年度第1四半期(4月~6月)の運用状況(速報)をとりまとめた。

4~6月の使用済自動車の引取台数は前年同期比27%増の約93万2千台。年率換算すると約37万台となり、05年度実績(約305万台)を約70万台上回ることになる。

引取工程の使用済自動車の引取報告件数は前年同期比27%増の93万1962件。フロン類回収工程は2件。エアバッグ引取台数は73件。エアバッグ引取台数は同70%増の17万台。非認定全部利用を含むASR処理台数は27台。非認定全部利用を含むASR処理台数は同26%増の96万台。1862件(同一工

使用済自動車の引取 4~6月 93万2千台 (27%増)

自動車リサイクル促進センター

程内の移動報告件数は33%増の3万9637件。破碎工程は同30%増の157万台2847件(同一工程内の移動報告件数は33%増の62万台4439件)だった。フロン引取台数は前年同期比23%増の68万台41件。このうち877億円が運用され、約74%を国債の購入に、その他の政府保証債や地方債などの購入に充てた。

リサイクル料金の預託は、自動車リサイクル法施行後の累計で約5758万台、5499億円。このうち877億円が運用され、約74%を国債の購入に、その他の政府保証債や地方債などの購入に充てた。

工程別引取実施状況 (6月末センター データ到着分)		
工程種別	引取報告件数	
	4月~6月	前年同期比
引取工程	931,962	127%
フロン類回収工程	697,016	111%
解体工程	994,864	126%
	(39,637)	(138%)
破碎工程	1,572,847	130%
	(624,439)	(133%)

*()内は同一工程内の移動報告件数(内数)

フロン引取台数	684,173	123%
エアバッグ引取台数	170,427	170%
ASR処理台数	961,862	126%

*ASR処理台数は非認定全部利用を含む

中古自動車部品の輸出前に確認が必要な事項

1. そのままでは再使用ができない修理が必要なものが積載されていないこと。
2. 輸出前に再使用できるものと確認した貨物が輸送途中に破損及び油漏れを生じてしまうことのないように積載されていること。

経産・環境両省は、中古自動車部品の輸出の際、積荷がバーゼル条約などに触れないよう事前に確認するよう関係者に求めている。6月30日、「EU諸国を輸入国又は通過国とする中古自動車部品の輸出について(お知らせ)」と題する文書を関係団体に送付し、注意喚起した。

経産・環境省が注意喚起

とも示し、①そのままでは再使用ができない修理が必要なものが積載されないことを(②輸出前に再

るよう求めた。この問題では昨年8月、フランスを通過国とする中古自動車部品の輸出が事前に確認されないことによって輸出者が事前に確認するように求めた。

輸出業者が、欧州理事会規則に基づく通報を伝当局に行い、フランス通過貨物の引取り要請が行われている。この件では、輸出業者が、欧州理事会規則に基づく通報を伝当局に行い、フランス通過

ELV機構は7月20日、金体集会でキックオフ宣言した中小企業組合等活動開拓調査・実現化事業の第1回委員会を開催した。同事業のテーマは「自動車解体業界における自動車リサイクル法施

てELV機構は、外部から川健一熊本大学教授ら、姫野良治氏、藤田義史メソンコンサルタントグループ代表取締役を委員として招聘。外川教授が委員長に就任した。内部委員は、酒井清行代理

益生課長補佐が委員として出席。オブザーバーとして、同事業の調査を委託する中本隆宏みずほ情報総研シニアコンサルタントが出席した。

委員会では、「ELV

宮城県

ELV機構活路開拓事業 第1回委員会を開催

行に伴う経営環境の変化

に対応するための調査研究・ビジョン作成」。アンケート調査やヒアリングを実施し、今年度中に自動車解体業界の将来ビジョンをまとめ、成果を普及させる講習会などを開催する計画だ。

これにより①ユ

ーザーからの信頼

の獲得②自動車一

台あたりの附加価

値の向上、という

中少解体業者が目

指すべき具体的な

ゴールへの道筋を

つけることが狙い。

この事業があたつ

て開催する計画だ。

これにより①ユ

ーザーからの信頼

の獲得②自動車一

台あたりの附加価

値の向上、という

中少解体業者が目

指すべき具体的な

ゴールへの道筋を

つけることが狙い。

この事業があたつ

て開催する計画だ。

これにより①ユ

ーザーからの信頼

の獲得②自動車一

台あたりの附加価

値の向上、という

中少解体業者が目

指すべき具体的な

ゴールへの道筋を

つけることが狙い。

この事業があたつ

て開催する計画だ。

これにより①ユ

ーザーからの信頼

の獲得②自動車一

台あたりの附加価

値の向上、という

中少解体業者が目

指すべき具体的な

ゴールへの道筋を

つけることが狙い。

この事業があたつ

て開催する計画だ。

これにより①ユ

ーザーからの信頼

の獲得②自動車一

台あたりの附加価

値の向上、という

中少解体業者が目

指すべき具体的な

ゴールへの道筋を

つけることが狙い。

この事業があたつ

て開催する計画だ。

これにより①ユ

ーザーからの信頼

の獲得②自動車一

台あたりの附加価

値の向上、という

中少解体業者が目

指すべき具体的な

ゴールへの道筋を

つけることが狙い。

この事業があたつ

て開催する計画だ。

これにより①ユ

ーザーからの信頼

の獲得②自動車一

台あたりの附加価

値の向上、という

中少解体業者が目

指すべき具体的な

ゴールへの道筋を

つけることが狙い。

この事業があたつ

て開催する計画だ。

これにより①ユ

ーザーからの信頼

の獲得②自動車一

台あたりの附加価

値の向上、という

中少解体業者が目

指すべき具体的な

ゴールへの道筋を

つけることが狙い。

この事業があたつ

て開催する計画だ。

これにより①ユ

ーザーからの信頼

の獲得②自動車一

台あたりの附加価

値の向上、という

中少解体業者が目

指すべき具体的な

ゴールへの道筋を

つけることが狙い。

この事業があたつ

て開催する計画だ。

これにより①ユ

ーザーからの信頼

の獲得②自動車一

台あたりの附加価

値の向上、という

中少解体業者が目

指すべき具体的な

ゴールへの道筋を

つけることが狙い。

この事業があたつ

て開催する計画だ。

これにより①ユ

ーザーからの信頼

の獲得②自動車一

台あたりの附加価

値の向上、という

<p